

# 設置計画書記入要領

京都市消防局

## 目次

### 第1 注意事項（全般）

1	消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書の位置付け	1
2	設置計画書の作成が必要な場合	2
3	設置計画書の作成単位	3
4	記入	5
5	提出	5

### 第2 記入要領

1	宛先	7
2	提出年月日	7
3	届出者の住所	7
4	届出者の氏名	7
5	所在地, 名称	7
6	用途	7
7	規模	8
8	構造	10
9	主要構造部	10
10	令8区画	10
11	無窓階	11
12	設置	12
13	緩和又は免除	16
14	※令別表用途, ※備考	17

## 第1 注意事項（全般）

### 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書の位置付け

消防法第7条第1項に基づき、建築主事又は指定確認検査機関から同意を求められた場合において、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、確認申請の内容が「建築物の防火に関するものに違反しないもの」であるときは、同条第2項に基づき消防長等の同意を与えます。

消防長等の同意の際は、「建築物の防火に関するもの」の一つである、消防法に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置について、消防法に「違反しないもの」であることを確認する必要があります。

京都市では、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書（以下「設置計画書」という。）を、建築基準法施行規則第1条の3に定める、消防法第17条各項の規定に適合することの確認に必要な図書として位置付けています。

設置計画書が適正に記入されていない場合は、消防法第7条の規定に定める消防長等の同意ができませんため、以下のとおりとしてください。

- (1) 必ず本要領を参照のうえ、記入してください。
- (2) 確認申請の必要がある建築計画<sup>※1</sup>に関する消防用設備等の設置については、消防同意事務センターへ事前に相談してください。

#### ア 消防同意事務センターの所在地等

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450の2

京都市消防局本部庁舎4階消防同意事務センター

☎075-212-6698（4月1日以降）

☎075-212-6682（3月31日まで）

#### イ 事前相談の受付日時

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の執務を要しない日を除いて

午前9時00分～同11時30分

午後1時00分～同3時00分

※1 確認申請の必要がない用途変更や増築等に関する消防用設備等の設置等については、防火対象物が存する行政区を所轄する消防署へ事前に相談してください。（下表参照）

行政区	所轄消防署	担当課	代表電話番号
北区	北消防署	消防課（予防担当）	075-491-4148
上京区	上京消防署	消防課（予防担当）	075-431-1371
左京区	左京消防署	消防課（予防担当）	075-723-0119
中京区	中京消防署	消防課（予防担当）	075-841-6333
東山区	東山消防署	消防課（予防担当）	075-541-0191
山科区	山科消防署	消防課（予防担当）	075-592-9755
下京区	下京消防署	消防課（予防担当）	075-361-4411
南区	南消防署	消防課（予防担当）	075-681-0711
右京区	右京消防署	消防課（予防担当）	075-871-0119

西京区	西京消防署	消防課（予防担当）	075-392-6071
伏見区	伏見消防署	消防課（予防担当）	075-641-5355

所在地等は、京都市消防局ホームページを御確認ください。

## 2 設置計画書の作成が必要な場合

### (1) 消防用設備等を設置する場合

#### ア 消防用設備等を義務設置する場合

消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の基準に従って、建築物（防火対象物）に消防用設備等を設置する義務があるため、設置をする場合は、設置計画書を作成してください。

#### イ 消防用設備等を任意設置する場合

消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の基準に従って、任意で、建築物（防火対象物）に消防用設備等を設置する場合にあっても、設置計画書を作成してください。

### (2) 消防用設備等を設置しない場合

原則として、設置計画書の作成は不要です。ただし、消防用設備等を設置しない場合においても設置計画書の作成が必要な場合があります。

#### 【作成が必要な例】

- 特例の適用を申請（予定を含む）し、消防用設備等を設置しない場合
- 消防用設備等を緩和又は免除し、消防用設備等を設置しない場合

#### 【作成は不要だが注意が必要な例】

- 各階を「無窓階<sup>※2</sup>以外の階」とすることによって、消防用設備等を設置しない場合  
建築物（防火対象物）の各階を「無窓階以外の階」とすることによって、建築物（防火対象物）全体に消防用設備等を設置しない場合は、設置計画書の作成は不要です。ただし、確認申請書の平面図等に有無窓の計算式を記載するなど、各階が「無窓階以外の階」であることを示してください。

※2 11ページ「11 無窓階」参照

### (3) 特例適用申請を行う場合

消防法施行令第32条又は京都市火災予防条例第46条に基づき、消防用設備等の特例の適用を申請（予定を含む）する場合も、設置計画書の作成が必要です。

消防用設備等の特例の適用申請に当たっては、事前に所轄消防署との協議が必要です。また、特例を申請しても承認されない場合もあります。

### (4) 計画変更の場合

計画変更に伴う確認申請においても、消防法第17条の適合性を審査しますので、計画変更に伴う確認申請ごとに、設置計画書を作成してください。ただし、計画変更前の確認申請書に添付した設置計画書の記載内容に一切の変更がない（ただし、名称の変更を除く。）場合又は有無窓判定書に一切の変更がない場合については、設置計画書の作成は省略できます。

### (5) 増築、改築、用途変更等の場合

増築、改築、用途変更等に伴う確認申請においても、消防法第17条の適合性を審査しますので、設置計画書を作成してください。

### 3 設置計画書の作成単位

#### (1) 消防法上の取扱い

##### ア 「建築物」と「防火対象物」

建築基準法の建築物は、消防法においては防火対象物<sup>※3</sup>であり、原則として、一棟の建築物は、一棟の防火対象物です（建築基準法上一棟＝消防法上一棟）。

ただし、一定の条件を満たす場合<sup>※4</sup>は、一棟の建築物を、複数棟の防火対象物として取り扱うことができます（消防法上別棟）。

※3 消防法第2条第2項

※4 京都市消防局消防用設備等運用基準「基準2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準」第2項ただし書

##### イ 消防用設備等の設置単位

消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置は、特段の規定<sup>※5</sup>がない限り、防火対象物の棟単位です（一棟一設置単位の原則）。

※5 消防法施行令第8条、同第9条、同第9条の2、同第19条第2項、同第27条第2項

#### (2) 設置計画書の作成単位

設置計画書は、次のア～ウ以外の場合については、防火対象物ごとに作成してください。

##### ア 消防法施行令第8条による区画（令8区画）の場合

防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画されているときは、消防法施行令第8条により、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物とみなします（令8区画）。

令8区画の場合は、区画（＝防火対象物）ごとに設置計画書を作成してください。

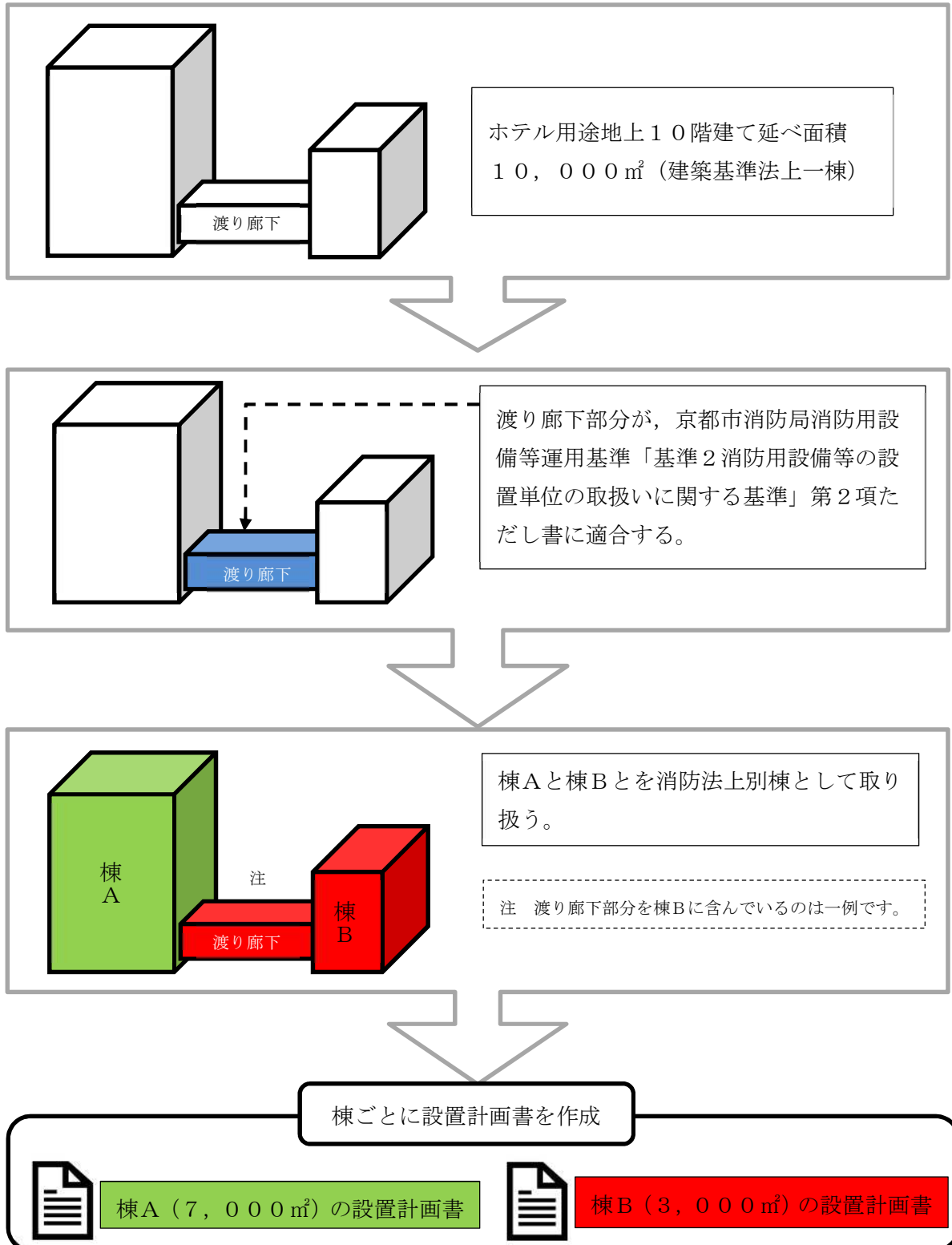
【例】複合用途（共同住宅、飲食店）地上3階建て延べ面積3,000平方メートルを、消防法施行令第8条の区画を形成し、共同住宅3階延べ面積2,300平方メートルと飲食店用途地上1階延べ面積700平方メートル部分とした場合



## イ 消防法上別棟の場合

消防法上別棟として取り扱う場合は、棟ごとに設置計画書を作成してください。

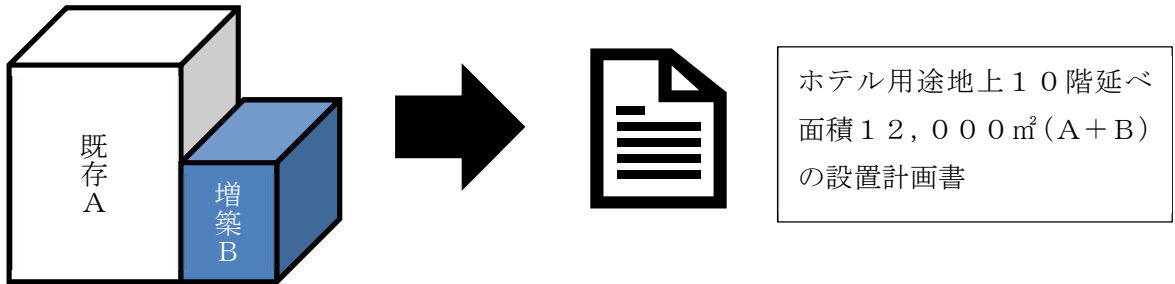
【例】ホテル用途地上10階建て延べ面積10,000平方メートル（建築基準法上一棟）を、消防法上別棟（棟A（7,000平方メートル）、棟B（3,000平方メートル））として取り扱う場合



ウ 増築、改築、用途変更等の場合

部分的な増築、改築、用途変更等であっても、建築物（防火対象物）全体の設置計画書を作成してください。

【例】ホテル用途地上10階建て延べ面積10,000平方メートルに、ホテル用途地上5階建て延べ面積2,000平方メートルを増築する計画



4 記入

- (1) 「第2 記入要領」を参照し、記入してください。
- (2) ※印の欄は消防局の記入欄のため、記入しないでください。

5 提出

- (1) 設置計画書の必要部数は、消防局提出用1部（正本）に、確認申請書（正本、副本）に添える2部（正本の写し）を加えた計3部となり、下表のとおりです。
- (2) 設置計画書の副本が必要な場合は、正本と同一のものを消防局に提出してください。建築主事又は指定確認検査機関を通じ返却します。

種類	必要部数	提出先	添付	返却
設置計画書正本	1部	建築主事又は指定 確認検査機関を通 じ消防局		
設置計画書正本の写し				
確認申請書正本用	1部	建築主事又は指定 確認検査機関	確認申請書（正本）	建築主事又は指 定確認検査機関 を通じ返却
確認申請書副本用	1部		確認申請書（副本）	
計	3部			

第2 記入要領

消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書

<p>1 (宛先) 京都市消防局長</p>	<p>2 年 月 日</p>
<p>届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事業所の所在地)</p>	<p>届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名。記名押印又は署名)</p>
<p>3</p>	<p>4 電話 _____ ⑩</p>

消防法又は京都市火災予防条例に基づいて、次の防火対象物に以下のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置します。

5	所在地	
	名称	
6	用途	
7	規模	地上 階 地下 階 延べ面積 平方メートル
8	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9	主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造等 <input type="checkbox"/> その他
10	令8区画	<input type="checkbox"/> 有*1 <input type="checkbox"/> 無 *1 区画 (防火対象物) ごとに本計画書を作成してください。
11	無窓階	<input type="checkbox"/> 全ての階 <input type="checkbox"/> 一部の階*2 <input type="checkbox"/> 無*3 *2 無窓階以外の階の有無窓判定書を添付してください。 *3 全ての階の有無窓判定書を添付してください。
消防用設備等又は特殊消防用設備等	12	<input type="checkbox"/> 消火器 ( ) <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 ( ) <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 ( ) <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等 ( ) <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 ( ) <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 ( ) <input type="checkbox"/> 非常警報設備 ( ) <input type="checkbox"/> 避難器具 ( ) <input type="checkbox"/> 誘導灯 ( ) <input type="checkbox"/> 連結送水管 ( ) <input type="checkbox"/> 火炎伝送防止自動消火装置 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請 (予定を含む。) ( )
	13	緩和又は免除 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第11条第2項 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第1項第2号ただし書 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第2項 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第13条 <input type="checkbox"/> 避難器具 (消防法施行規則第26条) <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第1項ただし書 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第3項 <input type="checkbox"/> その他 ( )
14	※令別表用途	( ) 項 ( . . . . . )
	※備考	



**1 宛先**

京都市消防局長と記入してください。

**2 提出年月日**

確認申請書（第一面）※受付欄の受付日を記入してください。

**3 届出者の住所**

- (1) 確認申請書（第二面）【1. 建築主】の住所を記入してください。
- (2) 法人の場合は、主たる事業所の所在地を記入してください。

**4 届出者の氏名**

- (1) 氏名  
ア 確認申請書（第二面）【1. 建築主】の氏名を、記名押印又は署名してください。  
イ 法人の場合は、名称及び代表者名を、記名押印又は署名してください。
- (2) 電話番号  
確認申請書（第二面）【1. 建築主】【ホ. 電話番号】の電話番号を記入してください。

**5 所在地, 名称**

- (1) 所在地  
確認申請書（第三面）【1. 地名地番】のとおり記入してください。
- (2) 名称  
現時点での名称を記入してください。

**6 用途**

消防用設備等を設置する棟について、確認申請書（第四面）【2. 用途】のとおり記入してください。消防法施行令第8条による区画又は消防法上の別棟の場合は、その部分を構成する用途を記入してください。

【例1】複合用途（共同住宅，簡易宿泊所）地上7階建て延べ面積1,700平方メートルを新築

用途	共同住宅，簡易宿泊所
----	------------

【例2】複合用途地上11階地下1階建て延べ面積8,000平方メートルのうち，消防法施行令第8条の区画を形成した地上1階延べ面積700平方メートル飲食店部分の用途変更

用途	飲食店
----	-----

## 7 規模

### (1) 階数

消防用設備等を設置する建築物について、確認申請書（第四面）【6. 階数】に記載のとおり記入してください。消防法施行令第8条による区画又は消防法上の別棟の場合は、その部分の階数を記入してください。

### (2) 延べ面積

ア 消防用設備等を設置する建築物について、確認申請書（第四面）【10. 床面積】【ロ. 合計】のとおり記入してください。

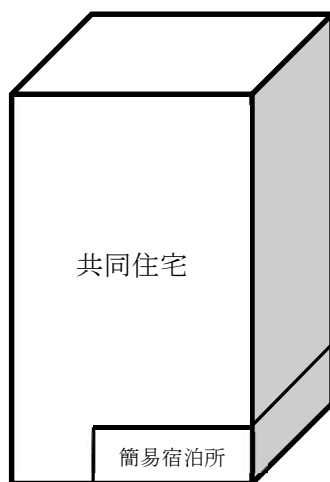
イ 消防法施行令第8条による区画又は消防法上の別棟の場合は、その部分の床面積の合計を記入してください。

ウ 京都市消防局消防用設備等運用基準「基準3階数及び床面積の解釈に関する基準」第3項（以下「基準3第3項」という。）に該当する場合は、基準3第3項に基づき消防用設備等を設置する建築物の床面積を算定のうえ、防火対象物の床面積の合計を記入してください。

【注】基準3第3項により算定した床面積の合計と、確認申請書に記載の延べ面積とが異なる場合は、基準3第3項により算定した床面積の合計を記入してください。

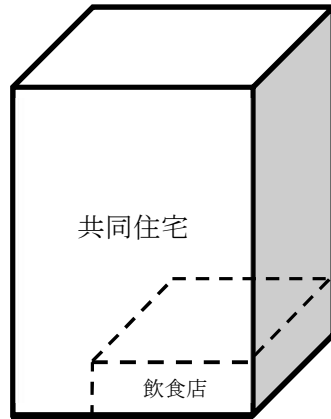
【例1】複合用途（共同住宅，簡易宿泊所）地上7階建て延べ面積1，700平方メートルを新築

用途	共同住宅，ホテル又は旅館
規模	地上7階 地下 階 延べ面積 1，700平方メートル



【例2】複合用途（共同住宅，飲食店）地上1階延べ面積8，000平方メートルのうち，消防法施行令第8条の区画を形成した地上1階延べ面積700平方メートル部分の飲食店の計画

用途	飲食店
規模	地上1階 地下 階 延べ面積700平方メートル



共同住宅と飲食店とは，それぞれ別の防火対象物とみなすので（令8区画），飲食店の部分だけの規模を記入する。

(3) 増築，改築，用途変更等（以下「変更等」という。）を行う場合，規模の下欄に変更等する部分の階数，延べ面積，変更等の種別を記入してください。

ア 階数

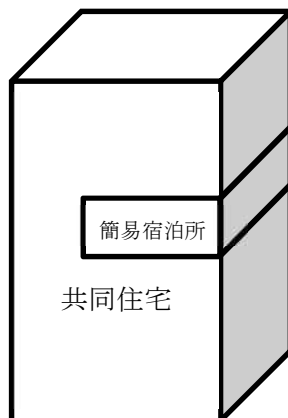
変更等を行う部分について，確認申請書（第四面）【6. 階数】に記載のとおり記入してください。

イ 延べ面積

変更等する部分について，7(2)に従い，記入してください。

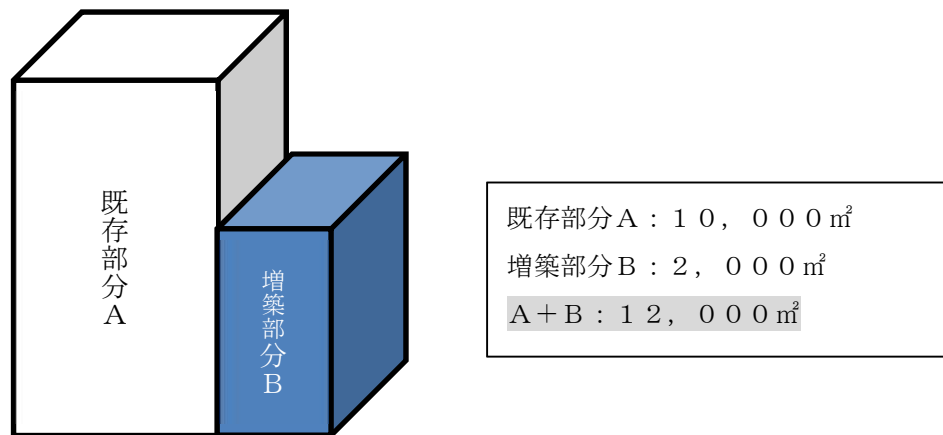
【例1】共同住宅用途地上7階建て延べ面積1，500平方メートルのうち，地上4階部分延べ面積200平方メートル簡易宿泊所用途に変更

用途	共同住宅，ホテル又は旅館
規模	地上7階 地下 階 延べ面積 1，500平方メートル
	地上4階部分 延べ面積 200平方メートル 用途変更



【例2】ホテル用途地上10階延べ面積10,000平方メートル（既存部分A）に、ホテル用途地上5階延べ面積2,000平方メートル（増築部分B）を増築

用途	ホテル
規模	地上10階 地下 階 延べ面積12,000平方メートル
	地上5階 地下 階 延べ面積2,000平方メートル 増築



## 8 構造

消防用設備等を設置する建築物の構造について、確認申請書（第四面）【4. 構造】のとおりレ印を記入してください。

【例】鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

構造	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他
----	---

## 9 主要構造部

消防用設備等を設置する建築物の主要構造部等について記入してください。

- (1) 主要構造部が耐火構造の場合  
「耐火構造」にレ印を記入してください。
- (2) 建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロの場合  
「準耐火構造等」にレ印を記入してください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合  
「その他」にレ印を記入してください。

## 10 令8区画

- (1) 消防法施行令第8条の区画をする場合
  - ア 「有」にレ印を記入してください。
  - イ 区画（=防火対象物）ごとに設置計画書を作成してください。
- (2) 消防法施行令第8条の区画をしない場合  
「無」にレ印を記入してください。

11 無窓階

無窓階とは、建築物の地上階のうち、総務省令（消防法施行規則第5条の3）で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいいます。（階を単位としており、居室単位ではありません。）

(1) 全ての階が無窓階の場合

「□全ての階」にレ印を記入してください。

(2) 一部の階が無窓階の場合

ア 「□一部の階」にレ印を記入してください。

イ 無窓階以外の階の有無窓判定書<sup>4)</sup>を設置計画書に添付してください。

ウ 消防法施行規則第5条の3第2項に定める開口部の位置、構造等については、これらの判定に係る確認申請書（配置図、立面図、平面図、各階建具図等）で審査します。

(3) 無窓階がない場合

ア 「□無」にレ印を記入してください。

イ 全ての階の有無窓判定書<sup>4)</sup>を設置計画書に添付してください。

ウ 消防法施行規則第5条の3第2項に定める開口部の位置、構造等については、これらの判定に係る確認申請書（配置図、立面図、平面図、各階建具図等）で審査します。

(4) 有無窓判定書

無窓階以外の階がある場合、その階における避難上又は消火活動上有効な開口部の有無について、消防法施行規則第5条の3第1項に基づき、下表のとおり計算、判定した書類（様式自由）

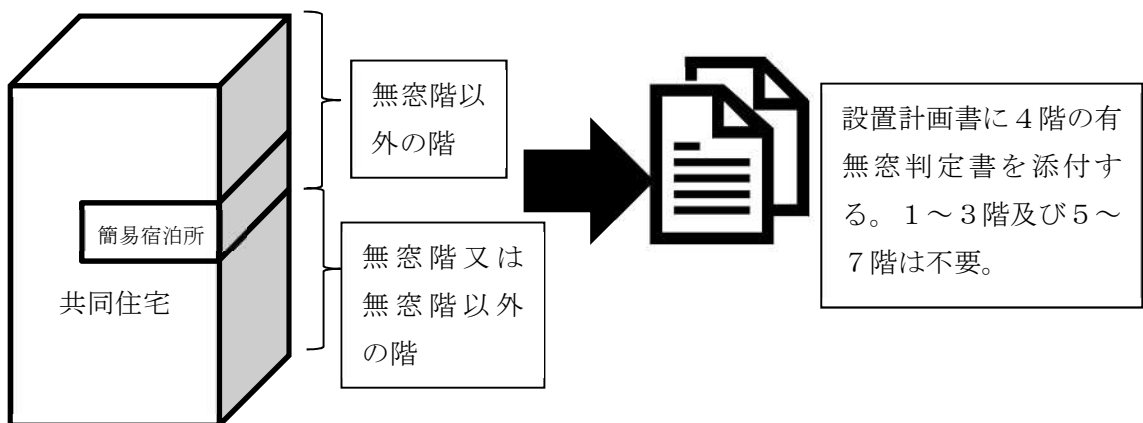
対象階	有効な開口部がある場合（無窓階に該当しない場合）
1 1階以上の階	直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計 > (当該階の床面積) × 30分の1
1 0階以下の階	直径1m以上の円が内接することができる開口部（又は、幅 > = 75cm, 高さ > = 1.2mの開口部）が2以上、かつ、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計 > (当該階の床面積) × 30分の1

(5) 変更等する階が無窓階以外の階の場合

変更等する階が無窓階以外の階の場合は、その階の有無窓判定書を添付してください。その他の階については、審査対象外ですので、有無窓判定書は不要ですが、（□全ての階 □一部の階 □無）欄は、防火対象物全体の状況を記入してください。不明な場合は、消防局に確認してください。

【例】共同住宅用途地上7階建て延べ面積1,500平方メートルのうち、地上4階部分延べ面積200平方メートル簡易宿泊所用途に変更

無窓階	□全ての階 <input checked="" type="checkbox"/> 一部の階 <sup>2)</sup> □無 <sup>3)</sup>	*2 無窓階以外の階の有無窓判定書を添付してください。 *3 全ての階の有無窓判定書を添付してください。
-----	---	---



12 設置

(1) 下表を参考に、消防用設備等又は特殊消防用設備等を記入してください。

消防用設備等又は特殊消防用設備等	記入
消火器	「□消火器」にレ印を記入してください。
屋内消火栓設備	「□屋内消火栓設備」にレ印を記入してください。
スプリンクラー設備	「□スプリンクラー設備」にレ印を記入してください。
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	「□水噴霧消火設備等」にレ印を記入し、設置する消防用設備等の種類を括弧内に記入してください。 (例) 不活性ガス消火設備を設置する場合 ☑水噴霧消火設備等(不活性ガス消火設備)
自動火災報知設備	「□自動火災報知設備」にレ印を記入してください。
消防機関へ通報する火災報知設備	「□消防機関へ通報する火災報知設備」にレ印を記入してください。
非常警報設備	「□非常警報設備」にレ印を記入し、設置する非常警報設備の種類を括弧内に記入してください。 (例) 放送設備を設置する場合 ☑非常警報設備(放送設備)
避難器具	「□避難器具」にレ印を記入し、設置する避難器具の種類を括弧内に記入してください。 (例) 緩降機を設置する場合 ☑避難器具(緩降機)
誘導灯	「□誘導灯」にレ印を記入してください。
連結送水管	「□連結送水管」にレ印を記入してください。
火炎伝送防止自動消火装置	「□火炎伝送防止自動消火装置」にレ印を記入してください。
パッケージ型消火設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内にパッケージ型消火設備と記入してください。
パッケージ型自動消火設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内にパッケージ型自動消火設備と記入してください。
特定施設水道連結型スプリンクラー設備	「□スプリンクラー設備」にレ印を記入し、括弧内に特定施設水道連結型と記入してください。
特定小規模施設用自動火災報知設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内に特定小規模施設用自動火災報知設備と記入してください。
複合型居住施設用自動火災報知設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内に複合型居住施設用自動火災報知設備と記入してください。
大型消火器 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 非常警報器具 誘導標識 消防用水 排煙設備 連結散水設備 非常コンセント設備 無線通信補助設備 総合操作盤	「□その他」にレ印を記入し、設置する消防用設備等を括弧内に記入してください。  (例1) 大型消火器を設置する場合 ☑その他(大型消火器)  (例2) 連結散水設備, 非常コンセント設備, 無線通信補助設備を設置する場合 ☑その他(連結散水設備, 非常コンセント設備, 無線通信補助設備)
加圧防排煙設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内に加圧防排煙設備と記入してください。
特定駐車場用泡消火設備	「□消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。)」にレ印を記入し、括弧内に特定駐車場用泡消火設備と記入してください。
特殊消防用設備等	「□その他」にレ印を記入し、特殊消防用設備等の名称及び代替設置する旨を、括弧内に記入してください。 (例) 特殊消防用設備等(△△△設備)を設置する場合 ☑その他(排煙設備に代えて△△△設備を設置)
特例適用申請(予定を含む)	「□その他」にレ印を記入し、特例適用申請する消防用設備等の名称及び特例を適用し設置しない旨を、括弧内に記入してください。 (例) ○○設備を特例適用申請(予定)する場合 ☑その他(○○設備は、特例を適用し設置しない(予定)。)

(2) 増築、改築、用途変更等の場合

変更等に伴い消防用設備等を設置する場合、既設設備も含めて記入してください。

【例】共同住宅用途地上6階建て延べ面積1,500平方メートルを簡易宿泊所用途に変更

(新設) 消防機関へ通報する火災報知設備

(既設) 消火器, 自動火災報知設備, 誘導灯

<input checked="" type="checkbox"/> 消火器 (	)
<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 (	)
<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 (	)
<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 自動火災報知設備 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 (	)
<input type="checkbox"/> 非常警報設備 (	)
<input type="checkbox"/> 避難器具 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 誘導灯 (	)
<input type="checkbox"/> 連結送水管 (	)
<input type="checkbox"/> 火炎伝送防止自動消火装置 (	)
<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請 (予定を含む。)	)
(	)

(3) 消防法又は京都市火災予防条例以外の法令により設備を設置する場合

消防法又は京都市火災予防条例以外の法令により設備を設置する場合、実際に設置する設備にレ印を記入し、括弧欄にその根拠法令を記入してください。

なお、建築基準法第27条に基づいて警報設備を設置する場合は(7)を参照してください。

【例】消防法又は京都市火災予防条例ではなく建築基準法により、避難器具を新設する場合

<input checked="" type="checkbox"/> 避難器具 (避難ハッチ (建築基準法)	)
---	---

(4) 消防用設備等を代替設置する場合

消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の基準に従って、消防用設備等を代替設置する場合は、実際に設置する消防用設備等にレ印を記入してください。

【例1】消防法施行令第11条第4項に基づいて屋内消火栓設備に代えてスプリンクラー設備を新設する場合

<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> スプリンクラー設備 (	)

【例2】屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備が義務であり、消防法施行令第11条第4項に基づいて、スプリンクラー設備で屋内消火栓設備の範囲を包含する場合

<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> スプリンクラー設備 (	)

(5) 消防用設備等を任意で設置する場合

消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の技術基準に従って、任意で、消防用設備等を設置する場合は、実際に設置する消防用設備等にレ印を記入し、括弧内に任意と記入してください。

【例】消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の技術基準に従って、任意で、避難器具を新設する場合

<input checked="" type="checkbox"/> 避難器具（緩降機（任意）	）
--	---

(6) 特定共同住宅等を予定する場合

平成17年総務省令第40号に基づく特定共同住宅等（二方向避難型特定共同住宅等，開放型特定共同住宅等，二方向避難・開放型特定共同住宅等，その他の特定共同住宅等 など）を予定する場合は、以下のとおり記入してください。

ア 「消防法施行令第29条の4に係る申請（予定を含む。）」にレ印を記入し、括弧内に特定共同住宅等の種別を記入してください。

イ 特定共同住宅等に義務となる通常用いられる消防用設備等にレ印を記入してください。

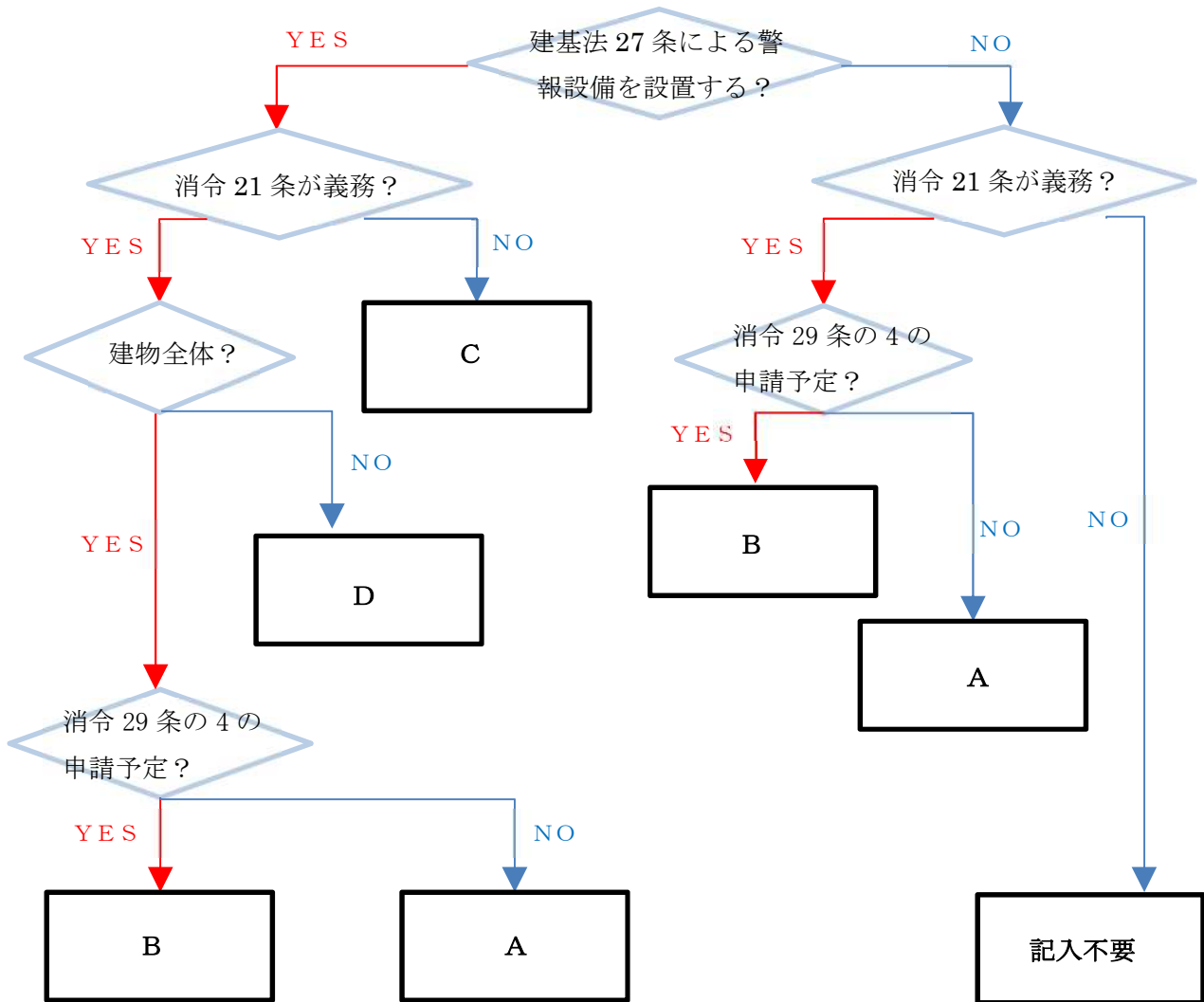
【例】開放型特定共同住宅等を予定する場合

<input checked="" type="checkbox"/> 消火器（	）
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内消火栓設備（	）
<input checked="" type="checkbox"/> スプリンクラー設備（	）
<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等（	）
<input checked="" type="checkbox"/> 自動火災報知設備（	）
<input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備（	）
<input type="checkbox"/> 非常警報設備（	）
<input type="checkbox"/> 避難器具（	）
<input type="checkbox"/> 誘導灯（	）
<input type="checkbox"/> 連結送水管（	）
<input type="checkbox"/> 火炎伝送防止自動消火装置（	）
<input type="checkbox"/> その他（	）
<input checked="" type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請（予定を含む。） （開放型特定共同住宅	）



(7) 建築基準法第27条に基づいて警報設備を設置する場合

建築基準法第27条に基づいて警報設備を設置する場合、次のフローチャートにより設置欄にA～Dのいずれかを記入してください。



A

自動火災報知設備 ( )

B

消防法施行令第 29 条の 4 に係る申請 (予定を含む。)  
( 特定小規模施設用自動火災報知設備 )

C

自動火災報知設備 (建築基準法に基づく警報設備を設置 )

D

自動火災報知設備 (消防法及び建築基準法に基づく警報設備を設置 )

## 緩和又は免除

消防法又は京都市火災予防条例における消防用設備等の技術上の基準に従って、消防用設備等を緩和し、又は免除する場合は、以下のとおり記入してください。

消防法施行令第32条又は京都市火災予防条例第46条に基づき、特例適用申請（予定を含む）する場合は、「緩和又は免除」欄ではなく、「設置」欄に記入してください（12(1)表参照）。

(1) 屋内消火栓設備を緩和し、又は免除する場合

ア 消防法施行令第11条第2項に基づく場合

「屋内消火栓設備」及び「消防法施行令第11条第2項」にレ印を記入してください。

イ 京都市火災予防条例第38条第1項第2号ただし書に基づく場合

「屋内消火栓設備」及び「京都市火災予防条例第38条第1項第2号ただし書」にレ印を記入してください。

ウ 京都市火災予防条例第38条第2項に基づく場合

「屋内消火栓設備」及び「京都市火災予防条例第38条第2項」にレ印を記入してください。

(2) スプリンクラー設備を緩和し、又は免除する場合

ア 消防法施行規則第12条の2に基づく場合

「スプリンクラー設備」及び「消防法施行規則第12条の2」にレ印を記入してください。

イ 消防法施行規則第13条に基づく場合

「スプリンクラー設備」及び「消防法施行規則第13条」にレ印を記入してください。

(3) 避難器具を緩和し、又は免除する場合

「避難器具（消防法施行規則第26条）」にレ印を記入してください。

(4) 消防機関へ通報する火災報知設備を緩和し、又は免除する場合

ア 消防法施行令第23条第1項ただし書に基づく場合

「消防機関へ通報する火災報知設備」及び「消防法施行令第23条第1項ただし書」にレ印を記入してください。

イ 消防法施行令第23条第3項に基づく場合

「消防機関へ通報する火災報知設備」及び「消防法施行令第23条第3項」にレ印を記入してください。

(5) 消防法施行令別表第一（三）項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置を講ずることによって消火器を設置しない場合

「その他」にレ印を記入し、括弧内に「消火器は火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置を講じているため設置しない」等の記入をしてください。

※ 火を使用する設備又は器具の防火上有効な措置とは、調理油過熱防止装置、自動消火装置、その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けることをいいます。（消防法施行規則第5条の2）

(6) その他の緩和免除規定に該当する場合

「□その他」にレ印を記入し、括弧内に緩和免除する消防用設備等及び根拠法令等を記入してください。

【例】消防法施行規則第28条の2第1項第1号に基づき、誘導灯を緩和免除する場合

緩和免除	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第11条第2項 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第1項第2号ただし書 <input type="checkbox"/> 京都市火災予防条例第38条第2項 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第13条 <input type="checkbox"/> 避難器具（消防法施行規則第26条） <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第1項ただし書 <input type="checkbox"/> 消防法施行令第23条第3項 <input checked="" type="checkbox"/> その他（誘導灯（消防法施行規則第28条の2第1項第1号））
------	--

14

※令別表用途，※備考

消防局で記入しますので，記入しないでください。